

# 社会福祉法人長野県共同募金会職員給与規程

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、本会職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「給与」とは、給料、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、退職手当をいう。

(給料の減額)

第3条 職員が就業規則第19条に規定する勤務時間中に勤務しない場合においては、同規程に特別の定めがある場合又は会長の承認あった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき給料の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給することがある。

## 第2章 給 料

(給料の支給)

第4条 職員には正規の勤務時間による勤務の報酬として給料を支給する。

(給料表及びその適用)

第5条 職員の職に適用する給料表は、長野県の現行「行政職給料表」による。

2 職務の等級の格付は会長が定める。

(初任給)

第6条 新たに職員となった者の号俸は、長野県の初任給に準ずる。

2 前項により難いときは、経験年数、学歴、技術等を考慮して会長が定める。

(昇給)

第7条 職員が現に受けている号俸を受けるに至ったときから、12月を下らない期間を良好な成績で勤務した場合においては、4号俸上位の号俸に昇給させることがある。

2 前項にかかわらず、7級以上である職員については、昇級を行わない。

3 職員が満55歳に達した後、その職員の昇給は1号俸上位の号俸とすることができる。

4 職員の昇給は、その属する職員の級における最高の号俸を超えて行うことはできない。

5 職員の勤務成績が特に良好な場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその者の現に受けている号俸より8号俸以上上位の号俸に昇給させ、又はそれをあわせて行なうことがある。

6 前5項に規定する昇給の時期は、4月1日とする。

7 職員の昇給は予算の範囲内において行うものとする。

(給料の支給方法)

第8条 給料の支給方法については、長野県の「一般職の職員の給与に関する条例」(以下「県条例」という。)を適用する。

### 第3章 手 当

(給料の特別調整手当)

第9条 管理又は監督の地位にある職員に対し、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な特別調整額表を定めることができる。

(諸手当)

第10条 次の手当については、県条例を適用して支給する。

扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当。

### 第4章 休職者の給与

(休職者の給与)

第11条 職員が業務上の傷病により、就業規則第10条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職の処分を受けたときは、その期間中その者に給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法の適用を受け、休業補償給付を受けた場合には、その者の給与の全額からこの給付を受けた額を減額して支給するものとする。

2 職員が前項以外の傷病により、就業規則第10条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職の処分を受けたときは、給与は支給しない。

3 職員が所在不明となり、就業規則第10条第1項第2号に掲げる理由に該当して、休職の処分を受けたときは、その休職期間中その者の給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の70以内を支給する。

4 職員が罪を犯し、就業規則第10条第1項第3号に掲げる理由に該当して、休職の処分を受けたときは、その期間中その者に給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内を支給する。

5 休職処分を受けた職員には、本条に定めるほかいかなる給与も支給しない。

### 第5章 退職手当等

(退職手当)

第12条 退職手当は、職員が退職又は死亡した場合に支給するものとし、退職した場合にはその者に、死亡した場合にはその遺族に支給する。

2 手当の額及び支給方法については、長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金規程による。

(退職年金)

第 13 条 職員の年金は、長野県社会福祉事業従事者退職年金共済規程を準用する。

## 第 6 章 雑 則

(補則)

第 14 条 この規程の実施に関し、必要な事項で規定のない部分については、長野県の関係条例規則等の規定に準ずる。

附則

この規程は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 5 月 26 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。